

■添付資料3 モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Nm1	入札説明書 添付資料3 モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	1		1		モニタリング	事業契約書等に規定する業務要求水準とありますが、「事業契約書等」の定義が事業契約書案にも定義されておりません。この示す範囲をご明示下さい。	「事業契約書等」とは、要求水準書、事業契約書及び事業者による提案書並びに業務計画書(本事業契約締結後に事業者が作成し市に提出するもの)を指します。同項目の上段をご参照ください。
Nm2	モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	2	2	(1)		モニタリングの対象	「必要な場合」とはどのような場合を想定されていますでしょうか。また、「改善を勧告」とは何をどのように改善することを想定されていますでしょうか。	『(添付資料3)モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ』2-(1)に示す「必要な場合」とは、例えば、提案時の事業計画から乖離し、経常利益、事業キャッシュフローのマイナス続き、資金不足(累計)の事態となった場合を指します。このような事態の場合、市はコスト構造の見直し、利用者数増加に資するようなサービス向上策、資金不足時の対応として提案されていた対策等の改善勧告を行います。
Nm3	モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	3	3	(1)		業務要求水準未達の基準	「明らかにサービスの低下が認められる」場合には、その判断基準をお示しの上、事業者と協議を行うこととしていただけませんか。協議によりサービス低下が無くなれば、重大な事象には該当しないこととしていただけませんかでしょうか。	「明らかにサービスの低下が認められる」場合とは、要求水準書や事業者の提案したサービス内容及び水準から乖離した状態を示します。事業者の責めに起因する明らかなサービスの低下がみられ、また市が本施設利用者に重大な支障が生じると判断した場合は、「重大な事象」として取り扱います。具体的には、モニタリング実施計画で定めることとなりますが、その責が事業者に起因するものなのかについては、別途協議します。
Nm4	入札説明書 添付資料3 モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	4		3	(1)	維持管理業務	「非常時又は災害時の建築設備の未稼働」とは、非常時又は災害時に稼働すべき建築設備の未稼働の意味との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Nm5	入札説明書 (添付資料3) モニ タリング、サービ ス購入料減額及び 事業契約終了に至 る流れ	5	3	(3)	イ	減額ポイントの対象	サービス購入料の減額については、サービス購入料3及びサービス購入料4の総額を対象に行うとありますが、減額ポイントの加算は、起因する事象毎にサービス購入料3、サービス購入料4べつべつに加算されると理解して宜しいでしょうか。	減額ポイントは、サービス購入料3とサービス購入料4の合計(=維持管理・運営費の総額)に加算します。
Nm6	モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	6	3	(3)	オ	減額ポイントの支払い額への反映	減額ポイントは、サービス購入料3と同4とで別々に集計され、減額される場合にもそれぞれ別々に減額される、という理解でよろしいでしょうか。	Nm5の回答をご参照ください。
Nm7	モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	7	3	(5)		第三者への譲渡、事業契約の解除等	1行目の「減額ポイントが付与される」の箇所は、「同一原因に起因する同一事象での減額ポイントが付与される」としていただけませんかでしょうか。	1行目は、「維持管理・運営受託者等の変更後も減額される状態が継続した場合」に訂正します。同一原因に起因する事象か否かは問いません。

■添付資料3 モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Nm8	モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	7	3	(5)		第三者への譲渡、事業契約の解除等	事業契約第68条第2項(2)に事業者の株式譲渡の規定があり、その要件が同条第1項に定められていますが、「受託者変更後に減額ポイントが付与される状態が継続した場合」は、事業契約第68条第1項の(1)～(9)のどれに該当するのでしょうか。	受託者変更後に減額ポイントが付与される状態が継続した場合は、モニタリング未達時の措置を示していますので、同項2行目「但し、」以下をご参照ください。
Nm9	モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	7	3	(5)	ア	第三者への譲渡、事業契約の解除等	項目「ア」では、法令変更又は不可抗力による場合は除外されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Nm10	モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	7	3	(4)		維持管理・運営受託者等の変更	「同一原因に起因する同一事象で3回継続」とは、四半期毎の期間内に3回、という理解でよろしいでしょうか。	「同一原因に起因する同一事象で3回継続」とは、四半期(3か月)で区切りを設けるのではなく、事業期間中、同一原因に起因する同一事象が継続して3回発生した場合を示します(四半期の区切りをまたいで発生した場合もカウントします)。
Nm11	モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	8	4	(2)		要求水準を満たしていない場合の措置	2～3行目の「適切な改善」と、4行目の「係る修繕」とは同じものを指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
Nm12	モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	8	4	(1)		モニタリングの方法	「必要な改修、修繕及び更新」の範囲が明確になるように、具体的に、客観的に記載していただけないでしょうか。	要求水準書及び事業者からの提案において示される本施設の機能・性能が保たれる状態まで回復させるに必要な補修、修繕及び更新をして頂くことを想定しています。具体的な方法については、提案によるものと考えています。性能面においては、事業期間を通じ適正な維持管理業務が実施されていることを前提に、運営にあたって実用上支障がない状態である限りにおいて経年劣化は問いません。なお、当該文章を「必要な補修、修繕及び更新」に訂正するとともに、各用語については、『(別添資料1)要求水準書・第3・1・(3)用語』をご参照ください。
Nm13	添付資料3 モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了時に至る流れ	8	4		(2)	要求水準を満たしていない場合の措置	契約後16年以上経過した段階での「要求水準書等に定められた要求水準」についてご教示ください。①要求水準書等にはどのようなものを指すと想定されていますか。②一定の経年劣化がある中で、機能保持・回復は修繕・更新業務において遵守いたしますが、性能面の規定についてはどのような水準を想定されていますか。	Nm12の回答をご参照ください。
Nm14	入札説明書 添付資料3 モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ	8		4	(1)		「必要な改修、修繕及び更新」とありますが、それぞれの機能が問題なく発揮できる状態であれば、単なる経年劣化による改修、修繕及び更新は、行う必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業期間を通じて適正な維持管理業務を実施したことを前提とします。なお、用語は「必要な補修、修繕及び更新」に訂正します。

■添付資料3 モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
Nm15	入札説明書 添付資料3 モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	1 5 2		2	(1)	モニタリング	貴市が事業者の財務状況等を確認し改善を勧告する際の指標や基準値がございましたらご明示戴けないでしょうか。	提案時の財務状況から乖離し、経常利益、事業キャッシュフローのマイナス続き、資金不足(累計)の事態となった場合、市はコスト構造の見直し、利用者数増加に資するようなサービス向上策、資金不足時の対応として提案されていた対策等の改善勧告を行います。
Nm16	入札説明書 添付資料3 モニタリング、 サービス購入料減 額及び事業契約終 了に至る流れ	2 5 3		1	(2) ②	運営協議会	表中、「運営協議会」を開催するとありますが、当該協議会設置については事業契約書案第8条に基づくものとの理解でよろしいでしょうか また、施設整備段階から通じて開催されるような協議会や会議体(例えば関係者協議会など)があればそれについても規定して戴けないでしょうか。	運営協議会の設置についてはご理解のとおりです。運営期間に限らず、建設期間も協議会設置の対象としています。JK7の回答をご参照ください。 なお、現在、その他の協議会等を行う想定はありません。